

小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例をここに公布する。

平成26年 3月31日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市条例第21号

小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、再生可能エネルギーの利用等の促進に関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、再生可能エネルギーの利用等の促進に関する施策の推進に必要な事項を定めることにより、地球温暖化対策及び防災対策の推進並びに地域の活性化を図り、もって持続可能な地域社会を構築することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー 太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱又はバイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）を利用して得られるエネルギーをいう。
- (2) 再生可能エネルギーの利用等 再生可能エネルギーの利用並びにエネルギーの使用の節約及び効率化を図ることをいう。
- (3) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 再生可能エネルギー事業 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第1項に規定する電気事業者と特定契約（同法第4条第1項に規定する特定契約をいう。）を締結し、認定発電設備（同法第3条第2項に規定する認定発電設備をいう。）を用いて発電を行う事業（事業者がその営む事業の用に供するために発電を行うものに限る。）をいう。

(基本理念)

第3条 市、市民及び事業者は、相互に協力して、再生可能エネルギーの利用等の促進に努めなければならない。

- 2 市、市民及び事業者は、再生可能エネルギーの利用に当たっては、地域ごとの自然条件に合わせ継続的に活用するとともに、環境への影響に十分配慮しなければならない。
- 3 再生可能エネルギーは、地域固有の資源であるとの認識のもとに、地域に根ざした主体により、防災対策の推進及び地域の活性化に資するように利用されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、再生可能エネルギーの利用等の促進に関する総合的な施策を策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、再生可能エネルギーの利用等の促進のために、市民及び事業者に対する支援の実施その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、市の事業を行うに当たっては、自ら率先して再生可能エネルギーの利用等に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活における再生可能エネルギーの利用等に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する再生可能エネルギーの利用等の促進のための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動における再生可能エネルギーの利用等に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する再生可能エネルギーの利用等の促進のための施策に協力するよう努めるものとする。

(エネルギー計画)

第7条 市長は、再生可能エネルギーの利用等の促進に関する総合的な施策の計画的な推進を図るため、再生可能エネルギーの利用等の促進に関する基本的な計画（以下この条において「エネルギー計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、エネルギー計画を策定しようとするときは、あらかじめ、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、エネルギー計画を策定しようとするときは、あらかじめ、小田原市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、エネルギー計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、エネルギー計画の変更について準用する。

(学習の機会の提供及び知識の普及啓発)

第8条 市は、再生可能エネルギーの利用等の必要性について、市民及び事業者の理解を深めるため、再生可能エネルギーの利用等に関する学習の機会の提供及び知識の普及啓発に努めるものとする。

(再生可能エネルギー事業に対する支援)

第9条 市は、再生可能エネルギーの利用を促進するため、市内で実施される再生可能エネルギー事業に対し、規則で定めるところにより、必要な支援を行うものとする。

(市民参加型再生可能エネルギー事業の認定)

第10条 市長は、市内で実施される再生可能エネルギー事業であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるものを、当該事業を行っているものの申請により、市民参加型再生可能エネルギー事業として認定することができる。

- (1) 広く市民が参加して実施される事業として規則で定めるものであること。
- (2) 地域の防災対策の推進に資する事業として規則で定めるものであること。
- (3) 地域の経済の活性化に資する事業として規則で定めるものであること。
- (4) 継続することができる見込みがある事業として規則で定めるものであること。

(認定の申請)

第11条 前条の認定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前条の認定を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当する場合は、同条の認定の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 法人にあつては、役員のうち暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次号において同じ。）に該当する者があるもの
- (3) 法人でない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当する者であるもの

(変更の申請等)

第12条 第10条の認定を受けた事業を行うもの（以下「認定事業者」という。）は、市民参加型再生可能エネルギー事業の内容を変更しようとするときは、市長の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

2 認定事業者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

3 第10条及び前条の規定は、第1項の変更の認定について準用する。

(認定の承継)

第13条 営業譲渡、合併、分割その他の事由により、市民参加型再生可能エネルギー事業を承継したものは、市長の承認を受けて、当該市民参加型再生可能エネルギー事業の認定を承継することができる。

2 第10条及び第11条の規定は、前項の承認について準用する。

(報告等)

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、認定事業者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(認定の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第10条の認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により第10条の認定又は第12条第1項の変更の認定を受けたとき。
- (2) 市民参加型再生可能エネルギー事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。
- (3) 市民参加型再生可能エネルギー事業が、第10条各号に掲げる要件を満たさないと認められるとき。
- (4) 認定事業者が、第11条第2項各号のいずれかに該当したとき。
- (5) 前条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (6) 認定事業者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(市民参加型再生可能エネルギー事業の周知)

第16条 市は、再生可能エネルギーの利用を促進するため、認定した市民参加型再生可能エネルギー事業の内容を市民に対し周知するものとする。

(市民参加型再生可能エネルギー事業に対する支援)

第17条 市は、市民参加型再生可能エネルギー事業に対し、規則で定めるところにより、必要な支援を行うものとする。

(普通財産の無償貸付又は減額貸付)

第18条 市長は、普通財産が再生可能エネルギー事業の用に供されるときは、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年小田原市条例第7号）第4条第1項の規定にかかわらず、当該普通財産を無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

(委任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この条例の施行後3年以内に、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。